

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大村市は長崎県の中央に位置し、東は多良山系、西は“琴の海”と称される波静かな大村湾に囲まれた、美しい自然が残る緑豊かなまちである。

市内には高速道路インターチェンジや世界初の本格的海上空港である長崎空港、さらに、令和4年秋に開業した西九州新幹線があり、長崎県の交通の要衝として、発展が期待されている。

本市の人口は1970年頃から毎年約1千人単位で増加しており、2005年からは年間5百人程度の増加に鈍化しながらも、県内で唯一人口が増加し続けているまちである。しかしながら、1990年以降、0～19歳の年齢別人口は減少に転じており、20才以上は増加を続けている。令和2年の国勢調査によると、本市の人口は、95,397人で、14歳以下の年少人口は14,964人(15.7%)、15歳から64歳までの生産年齢人口は55,134人(57.8%)、65歳以上の老年人口は24,034人(25.2%)となっている。

産業別就業人口の状況を見ると、第3次産業の割合が76.4%と最も高く、長崎県の平均(74.0%)を上回っている。就業者数の推移を見ると、第1次産業、第3次産業は増加傾向にあり、第2次産業は平成27年に増加に転じたが、令和2年度に再び減少に転じている。

本市の約3,400社の事業者のうち、95%以上を従業員30人未満の事業者が占めており、本市の経済は中小企業者に支えられている。

しかし、若年層の労働力の多くが大都市圏等に流出しており、少子高齢化社会の到来による生産年齢人口の減少も進んでいることから、全業種において人材不足の状況が続くなどの課題を抱えている。また、物価高や、人件費の上昇などの影響により、中小企業者は依然として厳しい経営状況が続いている。

このことから、労働環境の改善や業務量の軽減を目的とした、生産性向上や人材確保のための設備投資が中小企業者には必要である。

なお、本市には中小企業者や有識者等から構成される「中小企業振興会議」があり、中小企業者の抱える課題について調査・研究し、産業振興施策について市に提言している。会議発足時から人材確保・育成に関しても調査・研究を進めてきたが、目まぐるしく変化する時代の中で、未だ解消傾向にあるとは言い難く、事業者の抱えるこれらの課題を解決する施策を展開することが必要であり、さらに、事業者の生産性向上のための施策を講じることで、本市の中小企業者の発展が期待できる。

(2) 目標

本市の大多数を占める中小企業の生産性向上を短期間に実現させるため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規程に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の投資を促すことで、経済の発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に12件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の事業者の大多数は中小企業であり、業種は多岐にわたっている。多様な事業者の多様な設備投資を促す観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は、北部に製造業、南部に製造業・運輸業等の事業者が集積している。東部の多良山系側には、事務所や研究所といった産業業務施設などが立地するオフィスパーク大村に加え、県の施設やハイテク企業が集積する大村ハイテクパーク、第2大村ハイテクパークを有しており、県下有数の高度技術集積地となっている。また、西部および大村湾側の平野部には、サービス業・小売業・運輸業など様々な事業者が立地している。

これらの地域で中小企業の実産性向上を幅広く支援できるように、対象地域は大村市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、広く生産性向上を促進するため、対象業種・事業は、本市内で事業活動を行う全業種・全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月31日～令和9年7月30日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

事業者が申請する先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・先端設備等を導入するに当たり、人員削減の取組を目的とした取組である場合は、認定の対象としない。また、先端設備等を導入することにより、労働者の労働環境や業務内容等が改善する場合は、雇用の安定等に十分に配慮するものとする。
- ・先端設備等導入計画の認定により暴力団を利することとならないよう、大村市暴力団排除条例に基づき、暴力団及び暴力団関係者の先端設備導入計画については認定の対象外とし、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の提出の時点において、消費税及び地方消費税並びに市税を滞納していないこととする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。